

# 賦、壁書、内訴、端裏銘覚書

岩元 修一 \*

## A Note on Kubari, Kabegaki, Naiso and Hashiramei

IWAMOTO Shuichi \*

本稿は、賦、壁書、内訴、端裏銘について、史料と新たな写真版の掲出を通して、従来の理解を補おうとするものである。

### 1、賦

ここでは、南北朝時代の賦について次の史料を検討しよう。

〔史料一〕(宝菩提院文書一七九函五四号、大正大学図書館蔵写真版(一))

貞和六月廿八日改

観応元 四月二日於御寄合方可有沙汰之由、捧事書了、吉田肥前殿

〔賦力〕  
書銘□諏方大進殿了、

掲出史料から、次の二点が明らかとなる。

一、観応元年(一二五〇)四月二日に、寄合方での沙汰を求めて事書が提出されていること、

二、事書を受理した吉田肥前殿は、銘を書き奉行人諏訪大進に事書をおそらく賦ったこと、(□の箇所)の文字が判読しにくいけれど、訴状であ

る事書に銘を書くという行為は賦という手続きと密接に関連することから判断した)

まず、事書の提出者を考えよう。櫛田良洪氏の研究(2)によりつつ整理すれば以下のような背景が明らかとなる。

鎌倉幕府の將軍頼経が嘉禎二年(一二三六)に建立した持仏堂が、漸次発達して寛元元年(一二四三)久遠寿量院という寺院となった。建武新政期、久遠寿量院別当職を安堵された房玄と同職の譲渡を主張する能済の間で相論が生じた。房玄は醍醐寺の清浄光院に止住し、その後長くこの相論は続いたが、能済は観応元年(一二五〇)三月死去した。その翌月の房玄の行動を伝えるものが「史料一」である。櫛田氏によると、この寄合方は「政所の寄合方」(3)であるという。房玄側が事書提出という行動に出たのは、能済の死後も、房玄に同院別当職が安堵されなかったからである。次に寄合方について考えよう。これは、山家浩樹氏の指摘によると「所領の強制的交付を行うという点で引付方の権限を一部吸収・強化」したもので、「理非相論とは別個に所領交付を行う。(中略)引付方に存在する特別訴訟手続を強化した機関」(4)という。

残念ながら、櫛田氏の指摘を裏付ける史料を確認しておらず、政所の寄合方かどうかについては、今後の検討課題である。

二〇〇五年十一月二十四日受理

\* 宇部工業高等専門学校社会教室

寄合方が、引付内談方を主催していた足利直義の失脚によって成立したと考えられること、また、將軍足利尊氏が主催する恩賞方とも異なる機関であることをあわせて考慮すると、寄合方とは、引付内談方の審理や恩賞方の充行とは異なる形で、つまり足利直義や足利尊氏とは異なる人物が、幕府の政務の実権を掌握することをめざした機関であったのではないかと推測が可能と考える。寄合方の実権は山家氏の推測の通り、高師直が掌握していたのであろう(5)。

また、寄合方の位置付けは山家氏と同様となるけれど、寄合方では、後述する「史料二」の検討で明確になるように、従来恩賞方が扱った寺院別当職の相論を受理していたことも明らかとなった。

最後に賦について考えよう。南北朝期の賦については拙稿(6)で検討を加えたことがあるが、掲出史料は当時、確認できていなかった。この史料から、寄合方への提訴の場合でも、訴状である事書に銘を書く場合があったことがわかる。これは、賦の手続きと判断できよう。

ここで注目したいのは、吉田肥前の存在である。この時期の吉田肥前といえば、周知のように佐々木道誉の被官である吉田肥前房殿覚と考えられる(7)。そこから、前掲拙稿(8)で明らかにしたように被官の主人にあたる道誉が、賦の実務にあたる被官吉田肥前を統括する立場にあったのではないかと考える。

あわせて注意しておきたいのは、次の史料である。これは後欠のため年月日が明確でなく、時期については推測になるけれど、宝菩提院文書一七九函四七号の後欠の房玄の訴状には、「法印房玄申、久遠寿量院別当職事、右去二日就被経御沙汰、如奉行安富民部大夫貞嗣返答者、及謀実之相論之間、可被出御引付之由、被経入門之御沙汰畢、(後略)」とみえている。

もし、ここでいう「去二日」が、房玄側が事書を提出したという「史料一」に見える観応元年(一三五〇)四月の「二日」であったとしたら、ここから、「入門」という寄合方での政務処理のあり方や寄合方と引付方の関係が明らかになるといえるよう。

そこで、時期の確定を試みよう。「内訴」の章でも述べるように、はじめ恩賞方で扱われた久遠寿量院別当職の問題は、貞和元年(一三四五)に引付内談方への移管がなされた。ところが引用史料によると、房玄側の訴えは内談方ではなく引付方に出すという決定がなされている。このことは引用史料が、内談方の活動終了後、引付方が復活した後の状況の中で作成されたことを物語るものではなからうか。

佐藤進一氏によると、貞和五年(一三四九)八月の政変から観応二年(一三五〇)まで、引付内談方にかわり五方制引付方が復活したのではないかと指摘されている(9)ことも参考になる。

これらの点から判断すると、右の引用史料は、観応元年(一三五〇)のものではないかとの推測が可能である。「史料一」に見える房玄側の寄合方への提訴の後、幕府側の対応に不満を持つ房玄側の対応を示すのが右の引用史料ではなからうか。

## 2、壁書

ここでは壁書について考えよう。この点については前川祐一郎氏によって高札と壁書の形式の違いなどについて検討がなされている(10)。ここでは、南北朝初期の事例を加えておきたい。史料を示そう。

「史料二」(宝菩提院文書一七九函五二号、大正大学図書館蔵写真版、◇は割書、(一)は傍書を示す)

(端裏書)

「清浄光院雑掌成心言上」

「一」

清浄光院法印坊(房玄)雑掌成心重言上

欲口大輔法印□□当職譏状并灌頂印信血脉謀書重科令露頭間、為塞自科、於御沙汰中間、捧無理支状条、奸謀上者、被棄捐彼支状、任本訴理非被経御沙汰、久遠寿量院別当職事、

(中略)

(能濟謀支状)

同状云、構謀書捧飯尾彦六左衛門入道覚民之処、又属安富民部大夫貞嗣、捧同篇之訴状云々、

此条、当御代之(衆)始御沙汰之軌式未定之比、諸社別当職事雖令散在、五方御引付軌式治定之後、安富民部大夫貞嗣相触云(押壁書於貞嗣

宿所)、諸社別当職事、□恩賞方可有御沙汰、訴人各可存知(云々、取意)、仍諸方訴人属貞嗣之日、当訴事、於覚民者不参恩賞方之間、閣御引付方訴訟、於恩賞方属貞嗣畢、是偏所守御沙汰之軌式也、更非一事両様、

(中略)

以前条々、両方共以捧教通申状、於恩賞方及対論之後、依為謀実相論、

被出御内談方、被経乱明御沙汰之刻、依難遁謀書之重科、於御沙汰之中間可被闍乱明御沙汰之由、捧支状之条、奸謀之至極也、所詮被棄捐彼支状、任本訴道理、於能濟者被処謀書并讒者重科、至于法印坊者、任相伝道理并御祈禱忠節、為預御裁許重言上如件、

すでに述べたように久遠寿量院別当職をめぐる房玄と能済の相論の中で、房玄側が作成した右の掲出史料は年月日がなく、案文かと思われる。

内容上注目したいのは次の点である。

- 一、幕府の「五方御引付軌式」が定まった後、安富民部大夫貞嗣が、自分の宿所に壁書を押ししていること、
- 二、そこには「諸寺社別当職事、□「於」恩賞方可有御沙汰、訴人各可存知」と記されていたらしいこと、
- 三、そのため諸方の訴人は貞嗣に属し、久遠寿量院別当職をめぐり提訴していた房玄側も引付方での訴訟を開き、恩賞方において安富貞嗣に属したと主張していること、

以上である。

この場合、相論の一方当事者側の主張なので、慎重な検討を要するけれど、後でも触れるように、幕府はこの別当職をめぐる相論を当初、恩賞方で審理していたようなので、壁書の内容は認めることができるのではなからうか。

「史料二」を通して南北朝初期、幕府奉行人の宿所に壁書を掲示することと推測される「壁書を押し」というあり方を示すことができる。ここでは、房玄側が引付方ではなく恩賞方に提訴した根拠として壁書の内容が示されている点に注意しておきたい。

以上、ここでは、南北朝初期の壁書について検討を加えた。

### 3、内訴

ここでは内訴について検討しよう。

内訴は内奏との関連でこれまでふれられてきた。たとえば『武家名目抄』をみると、目次には「内訴」と「内奏今無」が並んで記されているけれど、本文を見ると「沙汰未練書」の「内訴」のみが記されている<sup>(11)</sup>。また、内奏方については詳細な検討がある<sup>(12)</sup>けれど、内訴については史料の制約もあり、内奏との関係も検討の余地を残していると思う。

そこで、次の史料をみよう。すでに、櫛田氏が前述の別当職をめぐる相論を説明する中で検討を加え指摘されている<sup>(13)</sup>ことではあるけれど、こ

こでは史料によりつつ、内奏と内訴の関係如何という視点から検討を加えておこう。

「史料三」(宝菩提院文書一七九函五四号、大正大学図書館蔵写真版、頭書は省略)

康永元 飯尾彦六左衛門入道被経引付奉行

久遠事

二 九月廿七日 以依田将監、経内奏、急可披露之由、被仰雑賀隼人入道了、

(中略)

貞和元 康永四年(改貞和)二月廿日為和田四郎入道奉行、経内訴、為謀実相論之上者、於三方内談可有乱明之沙汰□、仍以此等之旨趣、載事書、渡豆州云々、渡于西義了□、

(後略)

櫛田氏がすでに指摘されている<sup>(14)</sup>ように、康永二年(一三四三)九月二十七日に「内訴」、貞和元年(一三四五)二月二十日に「内訴」、「史料三」には記されていないけれど康永三年(一三四四)十月十九日に「内訴」がなされていた。このことは宝菩提院文書一七九函四八号の房玄の訴えで確認できる。

右のことをふまえて「史料三」を見ると、康永二年(一三四三)九月二十七日の箇所が「内奏」となっていることに気付く。少なくともここから、内奏と内訴は置き換えが可能な用語ではないかという理解を提示しておきたい。

あわせて、次のことがわかる。

一、内奏・内訴を行う場合、依田将監や和田四郎入道という幕府奉行人を介していること、

二、内奏(内訴)方では、康永二年(一三四三)の場合、恩賞方へ「急可披露」を奉行人雑賀隼人入道西義に命じ、貞和元年(一三四五)の場合、「為謀実相論之上者、於三方内談可有乱明之沙汰□、仍以此等之旨趣、載事書、渡豆州」と内談方への披露を奉行人雑賀隼人入道西義に命じたこと、

以上である。ここでの内訴・内奏は、奉行人に属して訴えを行い、当該訴訟担当の奉行人(ここでは雑賀西義)に恩賞方や内談方での披露を命じるものであったことがわかる。

そこで疑問に思うのは、これまで恩賞方での審議を前提としてきた対応が、貞和元年（一三四五）の内訴の結果、引付内談方での審議へと変化しているけれど、恩賞方の管轄であった諸寺社別当職の件を、内奏（内訴）方の判断のみで変更できたのかという点である。

この問題を考える時、参考になるのは年月日欠の次の史料である。

〔史料四〕（宝菩提院文書一七九函二八号、大正大学図書館蔵写真版、◇は割書を示す）

（前略）

法印房玄申、

久遠寿量院別当職并寺領駿河国内谷郷事、

右去月十九日就経内訴、如被仰出者、於恩賞方忽可披露之由、可被仰含本奉行雜賀隼人入道西義云々、此条当郷為寺領哉否事、大輔法印能濟与草野豊前権守秀永相論之処、至于能濟者、不所持寺領之支証之間、被召出房玄相伝不易御下知状等、既以於三方御内談へ執事御手、西義奉行へ被経御沙汰之最中也、能濟与房玄於別当職之番者、為謀実相論之上者、任傍例被出三方御内談、可被経一具御沙汰者哉、就中能濟令謀作灌頂印信血脈之間、為三国未聞之珍事、難処聊爾敷、旁以於三方御内談可被究決謀実之淵底之由、重所歎申入也、

（後略）

ここで房玄側が内談での審議を求めていることから判断して「史料四」は、「史料三」の段階で内談方への移管が明確になる貞和元年（一三四五）二月以前に作成されたものと考えられる。

房玄の主張から次のことがわかる。

- 一、駿河国内谷郷をめぐり能濟と草野豊前権守秀永が相論に及んでいること、
- 二、能濟は寺領の支証を所持していないために房玄相伝の不易の下知状等を召し出されたこと、
- 三、この相論はすでに執事高師直を内談方頭人、雜賀西義を担当奉行として内談方で沙汰の最中であること、
- 四、能濟と房玄の別当職をめぐる相論は謀実の相論なので、三方内談に出され一具の沙汰を経られたいと主張していること、

以上である。

内談方では執事高師直を一方頭人、雜賀西義を担当奉行として、すでに

能濟を一方当事者とする相論が審理中であり、それに関連して房玄の相伝文書も提出されていたという事情があったことに注目しておきたい。

そこで改めて「史料三」によって、内談方での審議に変更された理由を考えると、次の二つの可能性が考えられる。

一つは、訴人である房玄側が、すでに述べたような理由から内談方で一具沙汰とすることを求めてきた事情をふまえて、内訴（内奏）方は引付内談方への披露を決定したとする理解、もう一つは、同様に内訴（内奏）方を経て、（この部分は史料に記されていないけれど当該訴訟担当奉行人が恩賞方の披露に及び、恩賞方で）内談方への移管決定がなされたとする理解である。

史料をみる限りでは、前者の解釈でよいのではないかと考えるけれど、今は可能性として提示し、結論は後考を期したい。

以上、ここでは内奏と内訴の関係について検討を加え、同じ内容ではないかと考えた。

#### 4、端裏銘

ここでは、かつて拙稿<sup>(15)</sup>で検討した端裏銘について、新たな写真を掲示して補足説明を試みたい。取り上げる史料は、東寺百合文書京建武五年（一三三八）八月日付播磨局代孫子朝倉重方申状案である。

まず、この端裏銘を東京大学史料編纂所蔵影写本で確認すると、「采女播磨局本解案 曆応三 五 四」<sup>(16)</sup>となっている。この箇所の年月日部分について、他の刊本の説明を確認すると、『東寺百合文書目録第五』では端裏銘の日付を「曆応三年九月四日」と説明する<sup>(17)</sup>のに対して、『吹田市史』第五卷（史料編二）九六号では「曆応三 五 四」<sup>(18)</sup>とする。

そこで問題としている端裏部分を次頁に写真版で掲出してみた。日付の下の文字が判読できないけれど、年月日は「曆応三 九 四」とみえる。

原本をみると、確かに端裏部分は痛みがひどいけれど、文字の判読は可能であった<sup>(19)</sup>。また、「五」と「九」の字を読み違えることがあることは、他でも確認できる。『碩田叢史』四四<sup>(20)</sup>を見ると、「貞和九年」の年号をもつ文書を二例確認できるけれど、貞和は六年二月で改元している。これは「貞和五年」の誤りであり、同書では朱書で「九」の文字に「五」の傍注を付している。なお、ここで問題とした端裏銘を書き込んだ奉行人安成性遵の筆跡をみると、「九」の字に特徴があることにも注意が必要である<sup>(21)</sup>。

以上、ここではかつて検討した端裏銘の説明について補足を加えた。

5、おわりに



最後に、本稿で確認した事項を簡単に整理して結びとしよう。

- 一、観応元年(一三五〇)の段階で佐々木道誉が寄合方の賦を統括し、実務を被官の吉田厳覚が担当していた。
- 二、寄合方では、寺院別当職をめぐる相論を受理していた。
- 三、南北朝初期、幕府奉行人の宿所に壁書を押す行為を確認できた。
- 四、三の壁書によると、諸寺社別当職の問題は恩賞方の管轄であった。
- 五、内訴と内奏は同じ行為をさすのではないかと考えた。
- 六、内訴(内奏)とは、原則として訴人側の要求をふまえて当該訴訟の担当奉行人に指示を出すものではないかと推測した。
- 七、内訴(内奏)方では、恩賞方で審議していた案件を受理していた。
- 八、端裏銘について補足を加え、東寺百合文書京建武五年(一三三八)八月日付播磨局代孫子朝倉重方申状案の端裏銘の年月日は「暦応三 九 四」とした拙稿での指摘を再確認した。

注

- (1)、貴重な史料の閲覧・利用を許可された東寺、同じく閲覧を許された大正大学図書館に謝意を表する次第である。
- (2)、櫛田『真言密教成立過程の研究』(山喜房佛書林、一九六四年)六五七頁以下。
- (3)、前掲注(2) 櫛田著書六七五頁。
- (4)、山家「室町幕府訴訟機関の將軍親裁化」(『史学雑誌』九四編十二号、一九八五年)九頁。
- (5)、前掲注(4) 山家論文九頁。

- (6)、拙稿「南北朝期室町幕府の訴状受理について」(『九州史学』一一八・一一九号、一九九七年)
- (7)、星野重治「京極道誉被官吉田厳覚の動向をめぐって」京極道誉研究の一視点(『紀尾井史学』十六号、一九九六年)参照。
- (8)、前掲注(6) 拙稿二〇二〜二〇五頁。
- (9)、佐藤「室町幕府開創期の官制体系」(石母田正・佐藤進一共編『中世の法と国家』東京大学出版会、一九六〇年、のち『日本中世史論集』(岩波書店、一九九〇年)に再録、ここでは後者による) 一九一〜一九二頁。
- (10)、前川「壁書・高札と室町幕府徳政令形式からみた中世法の機能」(『史学雑誌』一〇四編一号、一九九五年)
- (11)、『故実叢書 武家名目抄』。
- (12)、石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』(弘文堂書房、一九三八年)、佐藤進一前掲注(9) 論文、家永遵嗣「足利義詮における將軍親裁の基盤」(家永『室町幕府將軍権力の研究』東京大学日本史学研究室、一九九五年、初出は石井進編『中世の法と政治』(吉川弘文館、一九九二年)所収)
- (13)、前掲注(2) 櫛田著書六七四〜五頁。
- (14)、前掲注(2) 櫛田著書六七四〜五頁。
- (15)、拙稿「初期室町幕府における訴陳状の送達について」(『古文書研究』五一号、二〇〇〇年)
- (16)、架蔵番号 3071/62/213 五四丁。
- (17)、吉川弘文館、一九七九年、三四〇頁。
- (18)、一九七八年。
- (19)、京都府立総合資料館歴史資料課および同課の池田好信氏には大変御世話いただいた。この場をかりて改めてお礼を申しあげる次第である。

(20)、ここでは東京大学史料編纂所蔵本(4140.1/35/54)による。  
(21)、上島有「室町幕府文書」(『日本古文書学講座4』雄山閣、一九八〇年)六七頁に安威性遵の筆跡になる足利直義裁許状の写真が掲載されているが、その写真版の「九」の文字を参照されたい。

(後記) 本稿をなすにあたり、東寺、京都府立総合資料館、東京大学史料編纂所、大正大学図書館には格別の御高配を賜った。末尾ながら改めて明記して謝意を表す次第である。